

公示第 7 号

下限面積の別段の面積の設定について

農地法第3条第2項第5号の規定により、下限面積の別段の面積の設定を下記のとおりとする。

この設定は、公示の日から施行する。

平成28年12月20日

西栗倉村農業委員会 会長 草刈 弘幸



| 別段面積 | 地区名 |
|-------|--------|
| 10アール | 西栗倉村全域 |